



# 生活安全情報北広島 NO.2

## 北広島市

平成27年11月1日 発行



### 北広島市における犯罪の発生状況

北広島市内の「空き巣」等の刑法犯罪の発生は、本年9月末現在225件で、前年同時期より-103件と大幅に減少しております。また、地域住民が身近に不安を感じる道警察重点犯罪については、次表のとおり全体的にマイナスとなっています。

車上狙いやタイヤ盗は9月末では半減しているものの、市内地域全般にわたって発生しており、今後は増加することも考えられます。**被害防止策**としては「**車両内に貴重品等を置かない!**」「**タイヤは物置に保管し必ず鍵をかける!**」等を心がけましょう。

#### 道警察重点犯罪

罪種 年別	路上強盗	ひったくり	車上狙い	部品狙い	自転車盗	コンビニ強盗	侵入窃盗	タイヤ盗	子ども被害犯罪	女性被害犯罪	特殊詐欺	総数
H27年9月末	0	0	24	5	51	0	14	14	1	1	1	111
H26年9月末	0	0	52	5	44	0	46	37	0	2	5	191
増減比	0	0	-28	0	7	0	-32	-23	1	-1	-4	-80

※ 子ども被害犯罪…子ども（13歳未満の者）の生命または身体を害する犯罪（殺人・強盗・強姦・暴行・傷害・脅迫・恐喝・強制わいせつ・略取誘拐・人身売買）

※ 女性被害犯罪…13歳以上の女性に対する性犯罪（強姦・強制わいせつ）

※ 厚別警察署ホームページより

## 特殊詐欺警報発令中! 「オレオレ詐欺」が多発!

- 「携帯電話や会社の手形が入ったカバンを無くしてしまって、すぐに現金が必要なんだ。」  
・ 携帯電話を無くした＝電話番号が違う（上司や同僚の電話を借りていると言ってくる等）
- 「俺は取りにいけないから、代わりに俺の上司の息子がとりに行くよ。」  
・ 自分も上司もカバンを探したり、会社へ行ったりしなければならぬ動けない為、手が空いている上司の息子に取りに行ってもらおう。若い人が受け取りに行くことが多い為こう言う事があるそうです。
- 自宅やその周辺、又は受け取り場所を指定して現金の受け渡しをする

息子や孫を語り、現金を要求してきます

### マイナンバー詐欺に注意してください!

#### 【予想される詐欺の手口】

- あなたのマイナンバー情報が流出しております。  
流出を止める為、キャッシュカード、暗証番号をお預かりします。
- 「あなたのマイナンバーを貸してほしい。」→承諾してしまう。  
「マイナンバーを教えたことは犯罪に当たります。  
記録を改ざんするために現金が必要です。」
- 「あなたのマイナンバーを調査したら、未払いの料金が判明しました。料金を支払って下さい。」

マイナンバー制度に絡む現金要求は詐欺です



### ★特殊詐欺被害防止には留守番電話が有効です!★

自宅の電話を在宅時でも常に留守番電話に設定し、電話の相手を確認することが被害防止にきわめて有効です。

【詐欺撃退メッセージ例】 ※北海道警察HPに詳しい情報があります。

- ★ 「この電話機は、詐欺被害防止の為、留守番電話にしております。恐れ入りますがお名前とご用件をどうぞ。」
- ★ 「振り込め詐欺対策として、お名前とご用件を確認しています。不審な電話はすぐに警察に通報します。」

### 北広島市犯罪のない 安全で安心なまちづくり 市民大会

平成27年10月22日(木)14時からエルフィンパークで開催されました。

厚別署や地域の防犯協会等、約160人近くが参加して下さい、「地域の防犯力を高め、安全で安心なまちづくりをしよう」と犯罪防止に取り組むことを誓いました。

北海道警察音楽隊とカラーガード隊が演奏と演舞を披露してくださいました。





## 悪徳商法の被害に遭わないために !!



**悪徳商法**とは、言葉巧みに消費者を勧誘し、高額な商品などを売りつける販売方法のことを言います。また、高齢者などを集め、日用雑貨品などを無料配布して、高額な商品などを売りつける「催眠商法」といわれる手口もあります。

これら、**悪徳商法**を取り締まる特別法として「**特定商取引法**」（特定商取引に関する法律）旧称「**訪問販売法**（訪問販売に関する法律）」があります。

### ～ 特定商取引法の対象となる取引7類型 ～

【**訪問販売**】～ 事業者が一般消費者の自宅等へ訪問して、商品、権利、役務（「えきむ」と読み、いわゆるサービスを意味する。以下同じ）の提供を行う取引、キャッチセールス、アポイントメントセールス等のこと。

【**通信販売**】～ 新聞、雑誌、インターネット等で広告し、郵便、電話等の通信手段により申し込みを受ける取引のこと。（電話勧誘販売を除く。）

【**電話勧誘販売**】～ 電話で勧誘し、申し込みを受ける取引のこと。

【**連鎖販売取引**】～ 個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させるというかたちで、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務取引のこと。

【**特定継続的役務提供**】～ 長期・継続的な役務の提供とこれに対する高額の対価を約する取引のことで、現在、エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室の6つの役務が対象とされている。

【**業務提供誘引販売取引**】～ 「仕事を提供するので収入が得られる」という口実で消費者を誘引し、仕事に必要であるとして商品等売って金銭負担を負わせる取引のこと。

【**訪問購入**】～ 事業者が一般消費者の自宅等へ訪問して、物品の購入を行う取引のこと。

**特定商取引法**では、事業者に対して、消費者への適正な情報提供の観点から、規制を行っている。

★**氏名等の明示の義務付**～勧誘開始前に事業者名や勧誘目的等を消費者に告げるよう義務付けている。

★**不当な勧誘行為の禁止**～不実の告知（虚偽の説明）や重要事項（価額や支払い条件等）を故意に告知しなかったり、消費者に対する威迫・困惑させたりする勧誘の禁止。

★**広告規制**～業者が広告する場合には、重要事項を表示することを義務付け、又は、虚偽・誇大な広告を禁止している。

★**書面の交付義務**～契約締結時に、重要事項を記載した書面を交付することを義務付けている。

**特定商取引法**は、「**クーリング・オフ**」を認めています。「**クーリング・オフ**」とは、申し込み又は契約後に法律で定められた書面を受け取ってから一定の期間、消費者が冷静に再考して、無条件で解約をすることです。 ○ 訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供・訪問購入の場合は、**8日間**

○ 連鎖販売取引・業務提供誘引販売取引の場合は、**20日間**

※ 通信販売には、「**クーリング・オフ**」の規定はない。

### 悪徳商法 撃退 十ヶ条

- 一、何の用！はっきり聞こう身分と用件
- 一、おかしいと思ったときはドアを開けない
- 一、「儲かります」そんな言葉にご用心
- 一、勇気出し、はっきり言おう「いりません」
- 一、契約はしてしまってもお金は後払い
- 一、怪しいぞ人のふところ聞く業者
- 一、しつこい相手には、110番
- 一、迷ったら、一人悩まず、まず相談
- 一、サインした後でしまったは、もう遅い
- 一、あなた自身です！大事な財産守るのは